

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市火葬場条例第5条の2及び盛岡市火葬場条例施行規則第8条	盛岡市火葬場使用料の減免	市民登録課 都南総合支所 住民福祉課 青山支所 築川支所 太田支所

1 審査基準は、次のとおりとする。

使用料の減免を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により市長が保護を実施する者

ア 生活保護受給証明書提出により、全額免除として火葬場の使用を許可する。

イ 火葬場使用許可の際に生活保護受給証明書が提出できないときは、使用料を納付のうえで火葬場の使用を許可し、使用者より使用料を納付した日から7日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。）以内に盛岡市火葬場使用料減免申請書（盛岡市火葬場使用料減免要綱様式第1号）及び生活保護受給証明書を提出されたときは、減免を承認する。

(2) (1) に準ずる者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されているもの

ア (1) に準ずる者の基準とは、使用者及び使用者の同一世帯員全員の認定収入月額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け発社第123号厚生事務次官通知）第7の規定により認定する収入をいう。）が基準最低生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の1に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の月額の基準の合算額をいう。）に1.2を乗じて得た額以下で、かつ、預貯金額が基準最低生活費の3月分に相当する額以下とする。

イ 使用料を納付のうえで火葬場の使用を許可し、使用者より使用料を納付した日から7日以内に盛岡市火葬場使用料減免申請書及び収入等申告書（盛岡市火葬場使用料減免要綱様式第2号）の提出並びに預貯金通帳等を提示されたときは、減免の承認又は不承認を決定する。

(3) 災害その他特別の事情により使用料を納付することが困難な者

(1) 及び(2) 以外の理由による使用料減免申請があった場合は、その都度市長が決定する。

2 標準処理期間は、2月とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。